

長崎平和ハーフマラソン実行委員会 公告第3号

下記の業務について、企画コンペ方式により業務委託の受注者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号。以下「要綱」という。）第11条の規定に準じ、次のとおり公告する。

令和7年5月13日

長崎平和ハーフマラソン実行委員会会長 鈴木 史朗

1 業務の概要

(1) 業務名

長崎平和ハーフマラソンエントリー及び記録計測等業務委託

(2) 業務内容

長崎平和ハーフマラソンエントリー及び記録計測等業務委託に係る仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約日～令和7年12月19日まで

(4) 履行場所

委託者が指示する場所

(5) 予算額

4,949,000円（消費税相当額を含む。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

3 仕様書の交付期間、場所及び方法

仕様書は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に3（2）の担当課まで連絡するものとする。

(1) 仕様書の交付期間

公告日から令和7年5月23日（金）まで（長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時45分から午後5時30分まで。

(2) 仕様書の交付場所

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所9階

長崎平和ハーフマラソン実行委員会事務局

（長崎市民生活部スポーツ振興課内）電話：095-811-1893

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和7年5月22日(木)午後5時30分必着(提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。)

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

- ・ 参加表明書

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、企画コンペ参加資格確認通知書により参加資格の有無を通知するとともに、企画コンペ参加要請書により提案書の提出を要請する。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を企画コンペ参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和7年5月23日(金)

6 仕様書等に対する質問に関する事項

(1) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問は、所定の質問書(様式シ)を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。電話等による照会には応じない。

質問書(様式シ)に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 仕様書等に対する質問の提出期限

令和7年5月20日(火)正午必着

(3) 質問書送信先

長崎平和ハーフマラソン実行委員会事務局

(長崎市市民生活部スポーツ振興課内) 電話: 095-811-1893

E-mail: sposhin@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ: 095-829-1262

(4) 質問に対する回答

令和7年5月21日(水)までに質問を取りまとめ、直接電子メール又はファクシミリで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和7年5月30日(金)17時必着(提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。)

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、仕様書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、３（２）の場所に持参、郵送等により提出すること。電子メールおよびファクシミリによる提出は受け付けない。

８ ヒアリングの実施

（１）ヒアリングの有無 無

９ 受託者の決定

（１）提出された提案書を基に、特定審査委員会（又は審査会）は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

評価基準

評価項目	評価点	着眼点
利便性	40点	申込者の利便性に配慮した企画となっているか。（以下、着眼点の例） ・エントリーが容易にできるか。 ・申込方法（種類）の多様性はどうなっているか。 ・支払方法（種類）の多様性はどうなっているか。 ・問い合わせ対応が整っているか。
効率性	40点	事務局業務の軽減が図れる企画となっているか。（以下、着眼点の例） ・独創的な企画があるか。 ・大会事前準備及び大会当日運営に有用な企画があるか。 ・大会開催情報をアピールすることが期待できるか。 ・申し込み状況の確認がいつでもできるか。
経済性	20点	・価格点＝配点（40点）×（偏差値÷100） 偏差値＝ $(-10 \times (\text{概算見積価格} - \text{概算見積価格平均}) \div \text{標準偏差} + 50)$ 標準偏差＝ $(\sum (\text{概算見積価格} - \text{概算見積価格の平均})^2 \div \text{見積者数})$ の平方根 ※小数点第2位以下切捨て

（２）決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会（又は審査会）からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和7年6月13日（金）までに通知する。

（３）決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- （１）本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- （２）提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- （３）参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- （４）提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13 年長崎市条例第28 号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
- ア 提案資格満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

担当

〒 8 5 0－8 6 8 5

長崎市魚の町4 番1 号 長崎市役所9 階

長崎平和ハーフマラソン実行委員会事務局 （長崎市スポーツ振興課内）

電 話 0 9 5－8 1 1－1 8 9 3

F A X 0 9 5－8 2 9－1 2 6 2

電子メールアドレス sposhin@city.nagasaki.lg.jp